

「日本標準職業分類の適用に当たって留意すべき事項」の検討

日本標準職業分類第5回改定（平成21年12月告示）では、「日本標準職業分類の適用に当たって留意すべき事項」を定めている。本研究会での検討にあたり、現状と事務局の問題意識を以下のとおり整理した。

1 日本標準職業分類の適用に当たって留意すべき事項の概要

(1) 第1項の内容

この職業分類は、統計調査により作成する公的統計については、この告示の施行の日以後に実施する統計調査に係るものに適用する。また、統計調査以外の方法により作成する公的統計については、同日以後に作成を開始する統計に係るものに適用する。ただし、この職業分類によることができないやむを得ない理由があるときは、この職業分類と異なる分類を使用することができる。この場合においては、当該使用した分類を明示するものとする。

- ・ 告示により公示した職業分類を適用する時期を示している。
- ・ 公的統計において統計基準である職業分類を、職業別に表示する際に使用しない場合の取扱いを示している。

(2) 第2項の内容

職業分類は、事業所の産業分類、個人の就業形態及び仕事の期間や継続性とは独立したものであるため、統計調査等ごとに仕事の対象期間・時点や継続性を指定した上で、利用する必要がある。

- ・ 職業分類は、事業所の産業分類、個人の就業形態及び職業で従事し期間や継続性とは独立したものであることを明示し、それらについては各統計調査で指定することを示している。

(3) 第3項の内容

職業分類の適用に当たっては、統計の作成目的等に応じて、分類表の一部の分類項目のみを使用することのほか、以下に示す一定の範囲で、細分類項目を設定すること、分類項目の集約又は分割を行うことができる。

※ (1)～(4)の記載は省略

- ・ 職業分類を公的統計で使用する際に、分類項目の一部使用、集約及び分割並びに細分類項目の設定について示している。

2 事務局における問題意識

本留意事項は、上記のとおり分類項目の設定や適用という内容ではなく、公的統計において職業分類を使用する際の制度的な内容である。

第8回職業分類改定研究会まで「日本標準職業分類の適用に当たって留意すべき事項」の内容に関わる意見はなかったが、事務局の立場では、制度面の観点や体裁に関する問題意識があることから、本研究会でご検討いただきたい。

- ① 本留意事項で使用する用語について、その意味を確認し整理してはどうか。
- ② 公示される他の内容と重複する記載を整理してはどうか。
- ③ 職業分類を使用する際における分類項目の一部使用、集約及び分割並びに細分類項目の設定にかかる考え方については、実質的な内容は維持し分かりやすい表現としてはどうか。